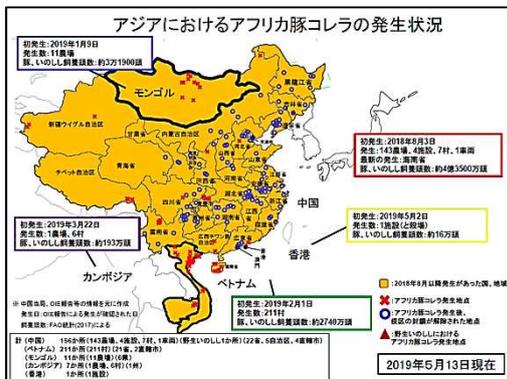


特定家畜伝染病について

国際連合食糧農業機関（FAO）などの国際機関は、「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易、および食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」を「越境性動物疾病」と定義しています。

「越境性動物疾病」の一つである「口蹄疫」は、2010年の宮崎県での発生において、発生後の5年間の経済的損失が2,350億円に及んだと県が試算しています。また、2001年のイギリスでの発生では、発生期間が7か月間におよび、約650万頭の家畜が殺処分されました。また、「アフリカ豚コレラ」は、2018年8月3日に、中国での農場において初めて発生が確認されましたが、その後、終息に向かう様子は尙えず、今年の5月13日時点で、143農場、4施設、7村、1車両にまで拡大、1月9日にはモンゴル（11農場まで拡大）、2月1日にはベトナム（211村まで拡大）、3月にはカンボジア（1農場6村まで拡大）と、周辺国への拡大も続き、まさに「越境性動物疾病」の様相を示しています。



「家畜伝染病予防法」では、家畜伝染病のうち、「越境性動物疾病」のような、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある疾病について、判定するために必要な検査や、発生予防、まん延防止（消毒及び家畜等の移動の制限等の措置）などを実施するための指針を作成、公表しており、これらの指針が「**特定家畜伝染病**防疫指針」となります。

現在「**特定家畜伝染病**防疫指針」は、前述の「口蹄疫」「アフリカ豚コレラ」のほか、近年発生が続いている「高病原性鳥インフルエンザ」および「低病原性鳥インフルエンザ」、現在、国内で続発している「豚コレラ」、飼料規制により発生が認められなくなっている「牛海綿状脳症: BSE」、そして「牛疫」、「牛肺疫」に対して作成されています。

今年2月、豚コレラの疑似患畜発生確認に伴い、「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づく防疫措置が、滋賀県で初めて行われました。県職員のみならず、協力団体や市町の皆さんの協力をいただき、近隣農場への発生拡大は今のところ認められておらず、発生農場においても経営再開に向けた取り組みが進んでいます。

しかしながら、隣接する岐阜県や愛知県では、発生が続いており、予断を許さない状況です。発生予防のための飼養衛生管理の徹底を、豚飼養農家さんのみならず、すべての畜種の飼養者のみなさんをお願いします。（藤井）

